参考資料

妊婦健康診査の県医師会との協議及び各市町村間の調整について

Ⅰ　来年度の妊婦健康診査の各市町村の実施の考えについて

これまで妊婦健康診査は、県医師会と協議し、県下統一（名古屋市・豊橋市を除く）した方法で実施しています。

しかし、その財源については、平成２４年度で支援基金事業が終了し、平成２５年度からは新たに普通交付税で措置することになりました。

そこで、県下統一した方法での平成２６年度の実施について、現在の各市町村の考えをお聞かせください。

問１　平成２６年度以降の県下統一実施について

ア　引き続き、県下統一した方法を継続できるよう、各市町村間の調整を行う。

イ　実施できる市町村だけで、引き続き県下統一の方法を継続する。

ウ　県下統一でなくなってもやむをえない。

Ⅱ　県医師会との協議体制について

現行の協議体制は、平成２１年度から市長会の会長市が代表市となり、各ブロックから選出された市と、町村会の代表町村とともに「妊婦健康診査に関する協議会」を組織し、県医師会との健診費用や健診項目などの協議・決定を任され、実施してまいりました。

問２　医師会との協議については、従来どおり代表市等が行うことの考えをお聞かせください。

ア　従来どおり、お願いしたい。

イ　他の方法（具体的にご教示ください　　）

Ⅲ　健診費用について

健診費用については、診療報酬を基にした単価により、医師会と協議を行い決定してきました。

平成２６年度については、現在のところ、補助額や健診項目の変更等について、国や県からの情報はありませんが、県医師会から委託単価の増額の要望が出されております。

問３　検診項目等の変更はないものとして、委託単価についての考えをお聞かせください。

ア　現在の委託単価をベースに協議をお願いしたい。

イ　医師会の増額要望を考慮し、委託単価が増額してもやむをえない。

ウ　現在の委託単価の減額を要求し、協議をお願いしたい。

Ⅳ　妊婦からの一部負担金を徴収することについて

昨年度の医師会との協議の中で、妊婦から一部負担金を徴収することも話題に上がりました。

このことについては首長のマニフェスト等との整合性もあることから、慎重な対応が必要であると考えます。

問４　妊婦から一部負担金を徴収することについて各市町村の考えをお聞かせください。

ア　賛成

イ　反対

ウ　その他（　　）

Ⅴ　今後の調整等について

昨年と同様に、今後、意見調整会議を実施する予定ですが、妊婦健診や調整会議等に対するご意見・要望等がありましたら、ご記入ください。

特に、今年度からは普通交付税による財政措置となったため、交付団体、不交付団体により影響が異なります。そういった点からもご意見がございましたらご記入をお願いいたします。

※アンケート内容の詳細やご不明な点の問い合わせ先

江南市健康づくり課　平田

〈電話 0587-56-4111、FAX0587-53-6996、 電子メール　hoken@city.konan.lg.jp〉

※アンケート回答票についての問い合わせ先

愛知県市長会　太田

〈電話 052-962-4171、FAX052-962-4154、 電子メール　oota@chic.ocn.ne.jp〉